

郡山市園芸作物基盤強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米に依存し米価の変動に農業所得が影響を受けやすい状況にある本市農業を、安定した収益が見込まれる、野菜、花き等を含む複合経営に転換することを目的に、農業協同組合、その他団体等（以下、「補助事業者等」という。）が実施する園芸作物基盤強化支援事業（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象とする事業は、補助事業者等が事業実施主体として行う園芸用パイプハウス設置事業とし、その内容は次のとおりとする。

(1) 事業内容

ア 棟数 100棟以内とする。

イ 設置地区 郡山市内とする。

(2) 補助対象額

1棟当たりの設置費用（消費税及び地方消費税を除く。）の10分の2以内の額

(3) 園芸用パイプハウスの規格

間口4.5m～6.3m×奥行18.0m～36.0mの範囲内の面積とする。ただし、市長がやむを得ないと認める特段の事情がある場合はこの限りではない。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付申請は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付し、行うものとする。

(1) 園芸作物基盤強化支援事業実施計画書（第1号様式）

(2) 収支予算書（第2号様式）

(3) 事業実施設計書

(4) 園芸用パイプハウスの設置場所を示す地図

(5) 園芸用パイプハウスの平面図、立面図及び配置図

(6) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 補助事業者等は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない補助事業者等に係る部分については、この限りでない。

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業費の10分の3以上を変更すること。
- (2) 事業実施期間を変更すること。
- (3) 園芸用パイプハウスの設置場所を変更すること。

2 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して10年間保存しておくこと。
- (3) 補助事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的な運営を図ること。

3 補助事業者等は、競争入札の方法により施設整備の請負業者を決定するものとする。

4 市長は、前項に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

(着手届)

第5条 補助事業者等は、施設整備の請負業者を決定し、着工したときは、速やかに園芸作物基盤強化支援事業着手届（第3号様式）により市長に報告するものとする。

(変更等承認申請)

第6条 規則第9条第1項に規定する必要と認めて指示する書類は、変更内容が確認できる書類とする。

(実績報告)

第7条 補助事業等の実績報告は、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に別に定める書類を添付して当該事業が完了した日から起算して2か月を経過した日又は補助金等の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日（市長が事業の遂行上必要があると認めて別に指定した場合においては、当該別に指定した日まで）に行うものとする。

2 前項の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 園芸作物基盤強化支援事業実績書（第4号様式）
- (2) 収支精算書（第5号様式）
- (3) 出来高設計書

- (4)園芸用パイプハウスの設置場所を示す地図
- (5)園芸用パイプハウスの平面図、立面図、及び配置図
- (6)事業実施状況が分かる写真
- (7)その他市長が必要と認めて指示する書類

(補助金等の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、規則第15条の規定に基づき、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合及び交付決定額と確定額が同額の場合は、当該通知を省略することができる。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 予定された補助事業を実施しないとき。
- (2) 事業の実施方法が不相当であるとき。
- (3) 不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(事業の実施期間)

第10条 事業の実施期間は、単年度とする。

(実施状況報告)

第11条 補助事業者等は、事業実施年度から3年間、園芸作物基盤強化支援事業実施状況報告書(第6号様式)を作成し、翌年度の4月末日までに報告するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

第1号様式

令和 年度 園芸作物基盤強化支援事業実施計画書

1 現状と課題及び振興方向

--

2 事業導入の目的及び期待できる効果

--

3 事業実施主体の構成

(1) 対象者

福島さくら農業協同組合員	名
上記のうち推進対象者	名

(2) 受益内容

受益地区	野菜及び花き作付面積 (ha)					
	現況			目標年 (3年目)		
	事業導入面積	うち水田	うち畑 うち 耕作放棄	事業導入面積	うち水田	うち畑 うち 耕作放棄

4 事業計画

(1) 内容及び事業費

受益		事業の 実施期 間	事業内容	事業量	総事業費	補助対象事業 費	負担区分			備考
戸数 (戸)	面積 (ha)						市町村 費 (円)	自己負 担 (円)	その他 (円)	

(2) 目標及び成果指標

年次	年度	作付面積 (ha)	生産額 (千円)	その他 【 】	主な品目	出荷期間	主な出荷先	備考
事業実施前年度 (現状)	年度	()	()	()				
事業実施年度	年度	()	()	()				
2年目	年度	()	()	()				
3年目 (目標)	年度	()	()	()				

- 注1) 「作物」の欄には、事業導入により事業効果が期待できる作物名を記入すること。
 注2) 「出荷量」の単位は、原則としてt(トン)を使用するが、各作物に応じて適切な単位を使用する。
 注3) 対象作物が複数ある場合には、それぞれ記入すること。
 注4) その他【 】には、事業導入により効果が期待できる項目が他にあれば記入すること。
 注5) 「出荷期間」の欄は、事業の導入目的が作期の延長を目的とする場合は、明確に記入すること。

イ 成果指標

成果指標	
------	--

- 注1) 目標を記入した項目のうち、成果指標とする項目を1つ記入すること。(例) 出荷量

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
計					

令和 年度園芸作物基盤強化支援事業着手届

令和 年 月 日

郡山市長

〔 団体にあつては団体名
及び代表者氏名 〕

(注) 自署又は記名押印

年 月 日付郡山市指令(文書の記号)第 号による補助金等交付決定通知に係る補助事業等の入札を執行したので、郡山市園芸作物基盤強化支援事業交付金交付要綱第5条の規定により下記のとおり報告します。

記

対象施設等名 又は工事等の契約名		
入札執行年月日		
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格(税抜)		
	業 者 名	入札価格
入札参加業者名及び 入札価格(税抜)		
入札執行回数	回	
落札業者名(契約業者名)		
契約価格(税込)		
契約年月日		
着工年月日		
完了予定年月日		
備考		

令和 年度 園芸作物基盤強化支援事業実績書

1 事業の成果

2 事業の内容及び実績

受益地区	受益		事業内容	事業費 (円)	補助 対象 事業費 (円)	負担区分			備考
	戸数 (戸)	面積 (ha)				市町村 費 (円)	自己負 担 (円)	その他 (円)	

3 添付書類

- (1) 出来高設計書
- (2) 園芸用パイプハウスの所在を示す地図
- (3) 園芸用パイプハウスの平面図、立面図及び配置図
- (4) 事業実施状況が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認めて指示する書類

収 支 精 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
計					

令和 年度 園芸作物基盤強化支援事業実施状況報告書

令和 年 月 日

郡山市長

団体にあつては団体名
 及び代表者氏名
 (注) 自署又は記名押印

郡山市園芸作物基盤強化支援事業交付金交付要綱第11条の規定により、令和 年度の事業実績を下記のとおり報告します。

1 事業実績

(1) 目標及び成果指標
ア 目標

受益地区	年次	年度	作付面積 (ha)	出荷量 (t、千本)	生産額 (千円)	その他 【 】	主な品目	出荷期間	主な出荷先	備考
	事業実施前年度	年度	()	()	()	()				
	事業実施年度	年度	()	()	()	()				
	2年目	年度	()	()	()	()				
	3年目(目標)	年度	()	()	()	()				

- 注1) 「作物」の欄には、事業導入により事業効果が期待できる作物名を記入すること。
 注2) 「出荷量」の単位は、原則としてt(トン)を使用するが、各作物に応じて適切な単位を使用する。
 注3) 対象作物が複数ある場合には、それぞれ記入すること。
 注4) その他【 】には、事業導入により効果が期待できる項目が他にあれば記入すること。
 注5) 「出荷期間」の欄は、事業の導入目的が作期の延長を目的とする場合は、明確に記入すること。

イ 成果指標

成果指標	
------	--

注1) 目標を記入した項目のうち、成果指標とする項目を1つ記入すること。((例) 出荷量)